

新濃尾（二期）地区

犬山頭首工小水力発電施設施設管理図作成等業務

特 別 仕 様 書

東 海 農 政 局
木曾川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、新濃尾（二期）地区 犬山頭首工小水力発電施設施設管理図作成等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 目的

本業務は、新濃尾（二期）農地防災事業により整備した犬山頭首工小水力発電施設について、「土地改良施設整理台帳付属図面」の作成を行うものである。

(2) 場所

本業務において対象とする新木津用水路は、愛知県犬山市木津字宮前地内にある。

(3) 調査区域 別添位置図のとおり。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編成により行うものとする。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第4条 本業務実施のために次の資料を貸与する。なお、貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き、完了検査時まで一括返納しなければならない。

資 料 名	数 量	備 考
小水力発電施設関係工事完成図面データ（電子）	一 式	
令和5年度 新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理図等作成業務 成果物（電子）	一 式	
その他必要な資料	一 式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第5条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 打合せ協議	4回	
(2) 作業計画の策定	1業務	
(3) 作業準備	5件	

(4) 現地踏査 (頭首工・機場等)	1 件	
(5) 構造図等の修正 (CADデータの修正①)	82 枚	
(6) 構造図等の修正 (CADデータの修正②)	37 枚	
(7) 構造図等の修正 (CADデータの修正③)	6 枚	

(指示事項)

第6条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 「土地改良施設整理台帳付属図面」の作成にあたっては、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について」(平成24年11月20日農村振興局整備部長通知)における「別添1 土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」を参考に行うものとする。
- (2) 構造図等の修正 (CADデータの修正①)

工事図面 CAD データ (P21 形式及び DWG 形式) があり、それらを基に削除、追加等を行うもので、主な作業内容としては次のとおり。

 - ① 図面のタイトルボックスの修正
 - ② 図面中央部上に名称削除又は追加 (1 枚当たり各 10 文字程度を想定)
 - ③ 枠線太さの統一
- (3) 構造図等の修正 (CADデータの修正②)

工事図面 CAD データ (P21 形式及び DWG 形式) があり、それらを基に削除、追加等を行うもので、主な作業内容としては次のとおり。

 - ① 図面のタイトルボックスの修正
 - ② 図面中央部上に名称削除又は追加 (1 枚当たり各 10 文字程度を想定)
 - ③ 枠線太さの統一
 - ④ 記号及び文字等の削除
 - ⑤ 詳細図等の配置変更、不要部分の削除
(配置変更は、図面中の詳細図、拡大図等を複写、貼付けを想定。)
 - ⑥ 線の太さの変更
- (4) 構造図等の修正 (CADデータの修正③)

工事図面 CAD データ (P21 形式及び DWG 形式) があり、それらを基に削除、追加等を行うもので、主な作業内容としては次のとおり。

 - ① 図面のタイトルボックスの修正
 - ② 図面中央部上に名称削除又は追加 (1 枚当たり各 10 文字程度を想定)
 - ③ 枠線太さの統一
 - ④ 記号及び文字等の削除
 - ⑤ 詳細図等の配置変更、不要部分の削除
(配置変更は、図面中の詳細図、拡大図等を複写、貼付けを想定。)
 - ⑥ 線の太さの変更
 - ⑦ 記号及び文字等の追加 (1 枚あたり各 40 文字程度を想定)
 - ⑧ 他図面より図の転記
 - ⑨ 着色範囲の変更または追加、文字の着色等

第4章 成果物

(成果物等)

第7条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 完了図書(図面) ①施設管理図 ②構造図等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1 部	綴じ込み(A4判)
	図 面	1 式	綴じ込み(A3判)

注1：成果物の「書面」とは、電子データを紙に印字したものである。

2 成果物の提出先は、東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所とする。

第5章 そ の 他

(管理技術者及び打合せ協議)

第8条 管理技術者の要件は、共通仕様書第1章第8条3によるものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、打合せの場所は東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間 2回
- (3) 成果物とりまとめ段階

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第41条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(低入札価格契約における第三者照査)

第9条 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第98条において準用する予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ② 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
- ① 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 8 条第 2 項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 1 章第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第 10 条 受注者は、共通仕様書第 1 章第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(契約変更)

第 11 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第 5 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第 7 条に示す「成果物等」に変更が生じた
- (3) 本特別仕様書第 8 条第 2 項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

(疑義)

第 12 条 本特別仕様書に定めなき事項及び本業務の実施にあたり、疑義が生じたときは必要に応

じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額